

習志野市児童育成支援拠点事業運営業務委託募集要項

1 業務名

習志野市児童育成支援拠点事業運営業務委託

2 業務の目的

本業務委託は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第20項に基づき、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、習志野市児童育成支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)の運営等を行うものである。

3 習志野市の考え方

本市のこども家庭センターでの相談受付件数は、令和6年度は23,727件で、ここ5年間で約1.7倍(9,756件増)となっている。この理由について、「周知啓発の効果により、相談や通告がしやすくなったため」ということだけでは説明できない状況にあると捉えており、今後、核家族化や地域社会の希薄化から子育て家庭の孤立化が進み、子育てに対する負担感や不安感は益々増加していくことを予想している。このことから、今後、周知啓発や起こった事象への対応だけでなく、こどもや家庭を下支えする事業が必要である。

このような現状を踏まえ、本市では、本事業の対象児童に対して地域や関係機関と連携を含めた包括的な支援をきめ細かく実施し、確実に効果をあげていくことを重視している。ついては、定員は一日あたり概ね15人までとし、週3日以上の開所を想定している。また、対象児童が安心・安全に利用できるよう、原則送迎を実施する。

対象児童の年齢は、事業の対象者としている、養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童というところから、家庭の養育環境の影響を受けやすく、かつ、義務教育期間中である学齢期(小中学生)とした。

本事業の実施によって、利用児童の自己肯定感や自己効力感を育むことにより、「習志野市前期基本計画(令和8(2026)年度~令和15(2033)年度)」に基づくめざすまちの姿である「すべてのこども・若者が、安全・安心な環境の中で、自分で選択したり、自己肯定感を感じたりしながら、自分らしさを存分に発揮し、健やかにたくましく成長できるまち」を実現していく。

なお、事業の実施にあたっては、地域や関係機関との連携が不可欠である一方、スティグマにも配慮する必要がある。

市が求める事業の効果を長期的で安定的な運営の中で実現していくことを求める。

4 委託業務の概要

(1) 業務内容

「習志野市児童育成支援拠点事業運営業務委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間等

- ① 契約期間: 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
履行期間: 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
※なお、契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日までは、業務の運営に向けた準備期間とする。準備期間中における開設準備経費(改修費等)以外の経費は受託者の負担とする。
- ② 令和 9 年度以降の事業実施及び委託契約については、以下のいずれも満たす場合、令和 11 年 9 月 30 日までの間、年度単位で委託契約を更新できるものとする。
ア 本事業の当該年度の関係予算が承認されること。
イ 受託者が継続して事業の実施をすることが妥当であると市が判断すること。

(3) 提案上限額

令和 8 年度の提案上限額は下表のとおりである。令和 9 年度以降の上限額については、国の補助基準額や市の歳出予算の額を基に市が設定し、その設定額以内で実施することを求める。

なお、本事業は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる第二種社会福祉事業に該当するため委託料にかかる消費税は非課税となる。

また、契約保証金は、免除とする。

下表中の区分ごとの経費については(4)を参照すること。

<提案上限額>

区 分	令和 8 年度 (6 か月間)
基本分	5,174,000 円
加算額	5,069,000 円
開設準備経費 ※令和 8 年度に支払 ったものに限る。	4,000,000 円
合 計	14,243,000 円

(4) 区分ごとの経費

- ① 基本分 当該事業の実施に必要な経費(以下参考例)
 - ・人件費(職員手当、通勤手当、社会保険料・労働保険料含む)
 - ・その他の経費(消耗品費、修繕料、光熱水費、備品購入費、活動交通費(ボランティア含む)、食糧費、保険料、通信運搬費、印刷製本費、送迎車両のリース代、

燃料費、賃借料等)

② 加算額 区分ごとに該当がある場合区分ごとに以下の上限額で加算する。

(1 事業所あたり)

区 分	令和 8 年度 (6 か月間)
ソーシャルワーク専門職員配置加算	1,148,500 円
心理療法担当職員配置加算	1,148,500 円
送迎加算	468,000 円
長時間開所加算(開所時間が以下の場合) ①平日分 (1日6時間を超え、かつ、午後6時 を超えて開所する場合) 超えた時間の6か月の平均時間に 325,000円を乗じたもの	650,000 円 (上限2時間分)
②長期休暇期間等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 超えた時間の6か月の平均時間に 77,000円を乗じたもの	154,000 円 (上限2時間分)
賃借料補助加算(賃貸物件の場合)	1,500,000 円
合 計	5,069,000 円

※長時間開所に該当する時間にかかる必要経費については、基本分ではなく、長時間開所加算に含めること。

③ 開設準備経費 新規開所に伴い必要な経費(以下参考例)

家具什器、調理器具等の物品、既存の建物の改修費(躯体に変更を加えない範囲)、職員研修費、視察にかかる交通費、礼金等(敷金、送迎用の車両の購入費は対象外)

(5) 支払条件

- ① 令和 8 年度は、3 回(契約締結後、10 月、1 月)の概算払いとし、委託契約を継続した場合は、年 4 回(4 月、7 月、10 月、1 月)の概算払いとする。
- ② 請求書の提出に基づき、30 日以内に支払う。
- ③ 契約期間終了後 30 日以内に受託者より収支決算報告書の提出を受け、精算を行う。

(6) スケジュール <予定>

日 時	内 容
令和 8 年 3 月 24 日 (火)	募集要項の公表
令和 8 年 3 月 24 日 (火) ~ 3 月 31 日 (火) 午後 5 時	質問書受付期間
令和 8 年 4 月 7 日 (火) (予定)	質問書への回答
令和 8 年 3 月 24 日 (火) ~ 4 月 17 日 (金) 午後 5 時	応募書類 (第一次審査書類) の受付期間
令和 8 年 4 月 24 日 (金) (予定)	第一次審査結果通知
令和 8 年 4 月 27 日 (月) ~ 5 月 15 日 (金) 午後 5 時	企画提案書類 (第二次審査書類) の受付期間
令和 8 年 5 月 28 日 (木) (予定)	プレゼンテーション・ヒアリング
令和 8 年 6 月 8 日 (月) (予定)	第二次審査結果通知・公表
契約締結日(6 月下旬から 7 月上旬を予定) ~ 9 月 30 日 (水)	開設準備
令和 8 年 10 月 1 日 (木)	事業開始

5 資格要件

応募者は、応募書類提出日現在で次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有するもの
- (2) こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)や児童の権利に関する条約を踏まえ、児童の権利を理解し、その権利を守っていくことに共感する団体であること。
- (3) 現在日常的な児童の生活支援等を行っている実績があり、2 年以上前から継続していること。
- (4) 募集要項公表の日から本業務の契約締結の日までの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成 12 年 2 月 1 日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は団体に属する者でないこと。
- (6) 法人の役員が、習志野市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条各号に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は第 9 第 1 項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしたもの
 - ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの
- (8) 税を滞納していないこと。

6 応募手続等

(1) 募集要項の公表

- ① 公表日 令和8年3月24日(火)
- ② 受取方法 市ホームページに掲載する。必要に応じてダウンロードすること。

(2) 質問

- ① 受付期間 令和8年3月24日(火)～3月31日(火)午後5時まで
- ② 提出方法 質問書(様式6)を作成のうえ、こども家庭課へ電子メールで送信すること。送信後は電話で受信確認を行うこと。
※メール送信先：kokatei@city.narashino.lg.jp

③ 質問への回答

令和8年4月7日(火)までに、ホームページに質問と回答を掲載する。電話や訪問等による質問には応じない。

(3) 書類の受付

① 応募書類(第一次審査書類)の受付

- ア 受付期間 令和8年3月24日(火)～4月17日(金)午後5時まで
- イ 提出書類

No.	書類名	留意事項
1	参加申込書兼誓約書(様式1)	
2	法人の概要(様式2) ※事業実績については、直近2か年における日常的な児童の生活支援等について記載	事業実績については、事業の実施がわかる委託契約書、認可の証明書等の写しも併せて提出すること。
3	定款、寄附行為又はこれに類する書類	
4	印鑑証明書【原本】	法務局発行の代表者印 (発行日が申請日から3か月以内のもの)
5	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)【原本】	
6	法人税、消費税、地方消費税の納税証明書【原本】	直近1年間、税務署発行

7	千葉県内に本店又は営業所等を有する場合、千葉県税の納税証明書【原本】	直近1年間、県税事務所発行
8	習志野市内に本店又は営業所等がある場合、納税証明書（法人市民税）【原本】	直近1年間、市民税課発行
9	法人の財務状況に関する書類	直近2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

② 企画提案書類（第二次審査書類）の受付

ア 受付期間 令和8年4月27日（月）～5月15日（金）午後5時まで

イ 提出書類

No.	提出書類	備考
1	企画提案書（様式3）	
2	①見積書（令和8年度分） ②事業費内訳（令和8年度分） （様式4）	①様式は任意。6か月分であることを留意すること。 ②別様式でも可 募集要項3ページ4（4）を参考に、基本分、加算額、開設準備経費を分けて区分ごとに記載すること。
3	事業実施予定場所の位置、間取り、面積、完成時期のわかるもの	地図、図面等

(4) 提出場所

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市こども部こども家庭課企画調整係 鈴木・三橋 宛て

電話：047-453-7322

(5) 提出方法

提出書類を郵送又は窓口に持参して提出すること。電子メールでは受付しない。

郵送の場合、受付期間最終日の午後5時必着

持参する場合は必ず事前に来庁日を連絡のうえで提出すること。

（受付時間は午前9時から午後5時とする）

(6) 提出部数・留意事項

① 応募時の提出書類 1部

② 企画提案時の提出書類

ア 12部（正本1部、副本11部）

正本は応募者名を記載したものを提出すること。副本は写し可とするが、応募者名が分からないように塗りつぶし等を行うこと。

イ 書類の作成は原則 A4 版、縦方向とし、横書き、字体は「MSP ゴシック」又は「UD デジタル 教科書体」、フォントは 12 ポイントを基本とする。

ウ 書類は A4 版 2 穴ファイルに片面印刷、左綴じて編冊し、区分ごとにインデックスを付すこと。（A4 版以上を使用する場合は A4 サイズに折り込むこと。）

エ ファイルの表紙及び背表紙には、タイトルを「習志野市児童育成支援拠点事業運営業務委託企画提案書」とし、事業者名称及び正本・副本の別を表記すること。

(7) 辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式 5）を提出すること。

(8) 審査方法

応募者については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき契約候補者を決定する。

なお、応募者がいない場合又は審査の結果により全ての応募者が候補者として適当でないと判断した場合は、候補者の決定を行わない場合がある。

① 第一次審査（書類審査）

提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者を選定する。第一次審査では、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認し、応募資格要件を欠いている応募者は失格とする。審査の結果については、令和 8 年 4 月 24 日（金）（予定）に応募者へ通知する。

② 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

応募者のうち第一次審査を通過した者に対し、「習志野市児童育成支援拠点事業運営業務委託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による第二次審査を行う。

審査は、提出された提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容により行い、第 1 順位の委託候補者を決定する。

ただし、評価が最も高い応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合又は提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受注者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行うものとする。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの具体的な実施方法

ア 応募者は、選定委員会委員を対象に、児童育成支援拠点事業に対する考え方や運営方針等について、プレゼンテーションを実施する。

イ 日程

令和 8 年 5 月 28 日（木）を予定しており、詳細は個別に通知する。

ウ 応募者によるプレゼンテーションの時間は冒頭 30 分以内で、その後、選定委員会委員

- からのヒアリングを20分実施する。入退室の時間は含めない。
- エ プレゼンテーションでの説明内容は、提案書の記載内容以外の新たな提案及び資料の配布は認めない。
- オ プレゼンテーションの方法は、スピーチを基本とし、パワーポイント等の映写による補完も可能とする。プロジェクター、スクリーン、ケーブル、電源は、市で用意するが、パソコンは応募者が用意すること。
- カ 応募者の出席については、3名以内とし、責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う事務担当者）となる者が出席すること。また、応募者から委託等されたコンサルタント等の事業者の出席は認めない。

(9) 選定方法

- ① 審査は、選定委員会が定める選定評価基準表に基づき、別表 1 の評価の判断基準により行う。配点は評価の判断基準ごとに 5 点とし、満点は 100 点とする。
- ア 各委員の評価の合計点を提案事業者別に合計し、提案事業者ごとの総合点を求める。
- イ アの総合点を委員の人数で除して平均点を求める。（小数点以下第 3 位を四捨五入）
- ウ 平均点が 75 点未満の場合は、委託候補者とししない。
- エ 「市の要求するレベルに達せず問題がある」がある場合は、委託候補者とししない。
- オ 平均点が最も高い提案事業者を第 1 順位の委託候補者として選定する。
- ② 同点の場合の選定方法
- 得点の最も高い者が 2 者以上あるときは、下記の方法により選定する。
- ア 平均点が同点の場合は、評価項目のうち「運営方法・内容」の得点が最も高い事業者を第 1 順位の委託候補者とする。
- イ 「運営方法・内容」の得点が同点の場合は、選定委員による多数決で決定する。同数の場合は、委員長が選定した事業者を第 1 順位の委託候補者として選定する。

(10) 選定結果の通知・公表

- ① 選定結果は、応募者に令和 8 年 5 月 28 日（月）（予定）に文書で通知する。
- ② 第 1 順位契約候補者を含む応募があった全ての事業者について、市ホームページにおいて、事業者名及び評価結果を公表する。
- ③ 選定結果に対する質問は受け付けない。

(11) 契約協議及び契約

- ① 市は、第 1 順位の契約候補者と契約締結交渉を行う。その場合、契約金額は候補者が応募にあたり提案した金額以内とする。
- ② 委託候補者として決定された後の企画提案書の内容変更は、原則として認めない。ただし、サービスの向上につながる変更のほか、関係法令や関係行政機関からの指導等に対

応するための変更などやむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、認める場合があるため、本市と協議すること。

- ③ 第 1 順位の委託候補者と市との契約締結交渉が整わない場合は、第二次審査結果の上位者から順に契約締結の協議を行うものとする。

(12) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効又は失格とする。

- ① 資格要件を満たさない場合、又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出期限までに必要な書類が提出されなかった場合。ただし、交通機関の事故等によりやむを得ない場合で、提出期限内に間に合わない場合は、速やかに事務局に連絡し、その指示に従うこと。事前連絡なしに提出期限内に提出できない場合等は、失格とする。
- ④ 提案上限額を超えた見積書を提出した場合
- ⑤ 選定審査に関する不当な要求や接触等、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ その他、本募集要項に違反した場合
- ⑦ 警察署への照会の結果、法人の役員が、習志野市暴力団排除条例第 2 条各号に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は第 9 第 1 項に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合、その時点で失格とする。

(13) その他

- ① 業務実施にあたり、提案書の内容と異なっている場合、実施内容等の変更を求める場合がある。
- ② 企画提案の応募に係る経費は提案者の負担とし、発注者は一切の費用負担を行わない。また、提出された提案書は返却しない。
- ③ 提出された書類は、事業者選定以外には使用しないが、習志野市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、非公開情報を除き公開することがある。

別表Ⅰ 習志野市児童育成支援拠点事業運営業務委託候補者選定評価基準表

評価項目		評価の判断基準
1	応募理由等	本市の実情を踏まえ、法人の特性や強みを生かし、事業の運営について市と連携し、意欲的に取り組む姿勢がある。
2	運営方針・目標	運営方針や目標が明確であり、習志野市の考え方を理解した上で設定されている。
3	事業実績	直近 2 か年間に於いて、日常的な児童の生活支援等を行っている実績がある。
4	運営体制	十分な能力や専門性を有した職員の適正な配置がなされている。
		職員に欠員が生じた際に職員を補填できる柔軟な体制をとれている。
5	運営方法・内容	仕様書に基づく運営方法の提案があり、確実に実施できると見込まれる。
		利用児童が集える専用スペースの他に効果的に事業を実施するために必要な施設・設備を設けている。
		実施する業務の内容により、事業の効果が見込まれる。スティグマ（偏見・差別）に対する十分な配慮がある。
	相談及び保護者支援	こどもや保護者の相談支援や要望等に迅速、かつ、誠意を持った対応をし、信頼関係を構築する具体的な提案がある。
6	関係機関及び地域との連携・交流	関係機関との連携・情報共有を行う体制がとれている。
		地域と積極的に交流し、地域資源を活用する企画の提案がある。
7	衛生管理、防犯・防災、事故等への対策	大雨、地震等の災害時等に備えた体制づくりが明確で避難訓練等の具体的で実現可能な提案がある。
		けがや事故等の緊急時の対策や、衛生管理、感染症対策について、具体的で実現可能な提案がある。安全配慮など、施設の維持管理方法について具体的で実現可能な提案がある。
8	職員に対する研修	職員研修の実施など、従事する職員の資質向上に努めている。
9	個人情報の取扱い	利用者の個人情報について適切な管理が行われている。
10	児童虐待等への対策	児童虐待が疑われる場合や経過観察が必要と考えられる場合の対応方法について具体的な提案がある。
		施設職員等による児童への虐待の防止に努めるとともに、通告義務を理解し、職員への徹底を図っている。
		こども性暴力防止法に基づき、適切な人材管理などの必要な措置を講じている。
11	財務諸表の評価	安定した管理運営を継続できる資金力、経営能力がある。
	提案金額の評価	最低価格者の見積金額／当該事業者の見積金額 × 5点 ※基本分の見積額で判定（加算分は除く）、小数点以下第2位を四捨五入

〒275-8601 習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号

習志野市こども部こども家庭課企画調整係

TEL047-453-7322 E-mail : kokatei@city.narashino.lg.jp